

農地転用許可申請に必要な添付書類一覧表 兼 チェック表

No.	必 要 書 類		部数 3部※			備 考	チェック
			正	副	返		
1	申請書（別紙記載例を参考）		原	原	原	3部ともに押印・捺印・割印のこと（省略可）。当事者及び代理人の連絡先の記入を忘れない。共有の場合は持分記入すること	有
2	委任状		原	写	写	本人申請のときは不要。ただし、本人申請は、補正等の依頼を本人に連絡。進捗・完了報告に関する権限も付加することが望ましい。	有・不要
3	案内図（1/2,500程度）		1	1	1	場外排水経路及び流末（至〇〇川）を記入すること	有
4	申請地の全部事項証明書（登記簿謄本）		原	写	-	法務局発行（3か月以内発行） 登記情報提供サービスのプリントアウトは不可 登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を登記事項証明書の代わりに添付すれば、登記事項証明書の添付を省略可	有
5	登記簿謄本に記載された所有者住所が 現住所と異なる場合	住民票の写し	原	写	-	住民票記載の前住所でも一致しない場合は、戸籍の附票を添付。 ※地番変更のみであれば、町名地番変更証明書（市民課発行）でも可	有・不要
6	公図		写	写	-	法務局発行（隣接の土地全て登記地目・所有者記入すること）	有
7	地積測量図（一時転用で土地の一部を転用する場合、申請書に 実測値を記載する場合）		1	1	-	永久転用は、分筆してから申請のこと	有・不要
8	利用計画図（用排水計画図記入可能） ア 建物配置図・建物平面図（開発許可等と同じもの） イ 施設利用図 ウ 造成計画図 （盛土・切土がある場合は「縦横断面図」 残土処分等の場合は「土量計算書」、「搬入経路図」）		1	1	-	・建物がある場合 ⇒ 左記 ア（ウ） ・建物がない場合 ⇒ 左記 イ（ウ） 資材置場…資材の種類、量、面積 駐車場…車両種別（従業員・来客用）、駐車枠、台数 【台数根拠を明らかにする理由書必要】 ・残土処分、粘土採取、砂利採取などの場合 ⇒ 左記 ウ ※隣接農地がある場合は、被害防除の計画を図示（境界の工作物等）	有
9	用排水計画図 ※案内図、利用計画図に記入した場合は不要		1	1	-	場内排水（雨水方向の矢印等）、場外排水の系統がわかること。流末（至〇〇川）まで。自然浸透は原則不可。	有・不要
10	個別法の許可を必要とする場合は、同 時申請をして、その申請受付の写し	水路占用 道路承認工事 他目的使用（土地改良） その他※	1	1	-	※砂防法、砂利採取法、河川法、墓埋法、廃掃法、自然公園法など 都市計画法（開発許可、建築許可）、特定都市河川浸水被害対策法につ いては「開発持ち回り」が、農地転用申請の補正期限までに行われれば、 省略可。※詳細は事前によく確認すること	有・不要
11	太陽光発電施設の場合		写	写	-	認定通知書の写し及び接続契約済であることを確認できる書類。 ※許可申請時には認定通知書に代えて、認定申請済であることを確認 できる書類を添付し、許可処分までに認定通知書の写しを追加提出す ることとしてもよい。	有・不要
12	農振除外手続きを経た場合	農振除外事前回答通知	写	写	-	申請書にその旨を記入すること	有・不要
13	開発手続条例の手続きを経た場合	開発事業承認通知書	写	写	-	申請書にその旨を記入すること	有・不要
14	使用収益権者の同意書（地役権、地上権、賃借権等）		原	写	-	抵当権は不要（ただし、納税猶予特例農地については税務署に事前確 認）。	有・不要
15	土地改良区の受益地の場合	土地改良区の意見書	原	写	-	原則、申請書提出時に添付する（最終添付期限は補正期限） 受益地で地区外の場合及び該当のない場合は、申請書の「 <u>その他参考 となるべき事項欄</u> 」にその旨記載のこと	有・不要
16	土地改良区と排水協議が必要な場合	排水協議書	写	写	-	該当するかどうかは農地整備課で確認できる。 なお、排水が第三者の土地を通るときはその者の同意書が必要	有・不要
17	法人の場合	法人登記簿謄本 又は 定款（写し）又は 寄付行為（写し）	原	写	-	定款又は寄付行為の写しによる場合、必要に応じて本店所在地、代表 取締役氏名、法人の成立年月日などを確認できるものを添付。定款（最 新のもの）と法人登記簿の内容が同様であるか確認し、異なる場合は 定款を変更するか、定款変更の際に行われた総会議事録等を添付。 法人格を有しない団体については、団体の規約・予算書・会議録、構 成員名簿を添付	有・不要
18	土地登記簿に記載された所有者が死亡 している場合	被相続人の徐籍謄本及 び改製原戸籍謄本並び に相続人の戸籍謄本及 び住民票の写し（これら に代えて法定相続情報 一覧図の写しでも可）、 遺産分割協議書、相続放 棄申述受理証明書等	原	写	-	原則として相続登記が完了してから申請。 ※市外在住の場合は、現住所を特定する書類（住民票の写し）も添付	有・不要
19	資力があることを証する書面（追認許可を除く）		写	写	-	【自己資金の場合】残高証明書又は預貯金通帳の写し （※事業者が法人の場合、決算書（貸借対照表）でも可） 【借入の場合】融資証明書または金融機関担当者等による証明書等 【申請者と口座名義人又は融資を受ける者が異なる場合】住民票等	有・不要
20	農地復元誓約書（一時転用の場合）		原	写	-	指定様式（3,000㎡超と3,000㎡以下でそれぞれ様式あり）	有・不要
21	代替地検討資料		1	1	-	土地所有状況（土地交渉地）一覧表と地図（都市計画図等）を添付	有・不要
22	既に転用済みの場合	始末書又は理由書	原	写	-	原因者を特定し、その者と土地所有者が押印又は署名すること 転用時期・内容を明記すること	有・不要

※添付書類の「原」は原本（原本還付請求に応じる）、「写」は原本コピー、「1」はコピーでも構わない。「-」は添付不要（添付を拒むものではない）
土地改良区連絡先（* 豊田市外局番 0565）

●豊田 Tel 28-2855（豊田市司町）	●明治用水 Tel 0566-76-6241（安城市）
●旭 Tel 77-7747（旭支所内）	●愛知用水 Tel 0561-32-2365（みよし市）
●下山 Tel 77-5992（下山支所内）	●金山揚水 Tel 0566-36-0516（刈谷市）
●藤岡 Tel 77-4165（藤岡支所内）	●みよし Tel 0561-32-1143（みよし市）

受付日 業務日程（ホームページ・窓口）参照
書類提出後、適時補正の連絡をしますので、対応をお願いします。
補正期限は窓口にて確認をしてください。
問合せ 豊田市農業委員会事務局
（0565-34-6639）